

工事情報共有システム試行要領

福知山市財務部契約監理課

(趣旨)

第1 この要領は、福知山市が発注する工事において、ASP方式の工事情報共有システムの利用により、受発者間の業務効率化を図るため、工事情報共有システムの試行において、必要な事項を定めたものである。

(試行対象工事)

第2 特記仕様書等設計図書へシステム利用について明示した工事のうち、受注者がASP方式の工事情報共有システムの利用を希望する工事。

(システム利用の対象とする書類)

第3 設計図書における「福知山市工事書類一覧表」に定める書類を対象とする。

(使用するシステム)

第4 国土交通省が公表する最新の「情報共有システム提供者における機能要件対応状況」に記載されているシステム提供者の中から受注者が選択することとする。

なお、システム利用登録や利用料支払い等の手続きは、受注者とシステム提供者が直接行うこととする。

(システム利用料)

第5 工事情報共有システムの利用に関する費用（登録料及び利用料等）は、工事費の共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれている。

附 則 この要領は、令和6年6月1日から適用する。